

やさしい日本語
にほんご

み き し
三木市

た ぶ ん か き ょ う せ い す い し ん ぶ ら ん
多文化共生推進プラン

がいようばん
概要版



み き し
三木市

1

つく りゆう
プランを作った理由

日本では、平成2年（1990年）に法律が変わってから、日系人や外国人が日本に住みやすくなり、日本で生活する外国人は増え続けています。

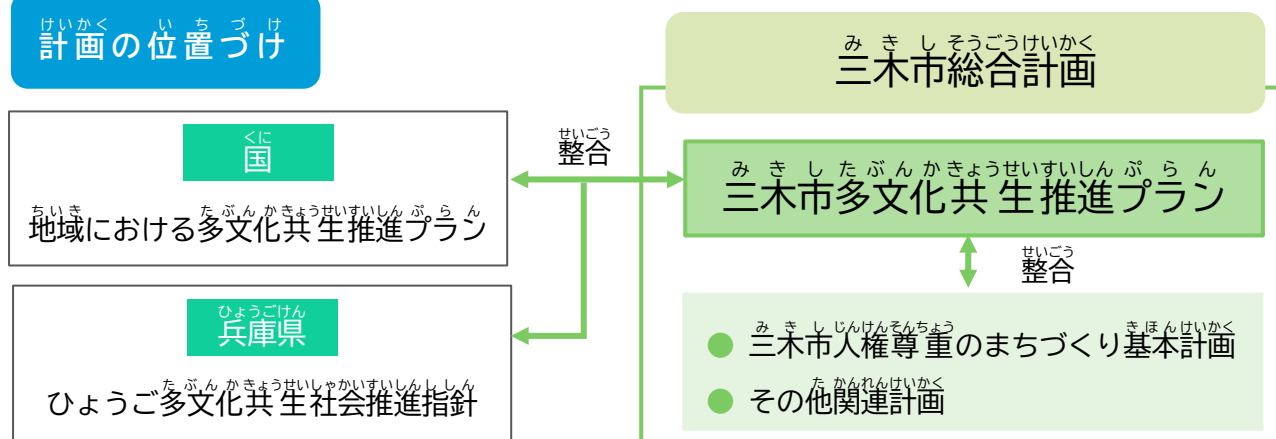
三木市に住む外国人は、令和5年（2023年）12月31日で2,381人です。平成25年（2013年）12月31日に969人だった外国人が、10年間で2倍以上に増えています。

平成31年（2019年）には新しく「特定技能」の在留資格が増えたので、これから三木市で働いたり、生活する外国人はもっと増えるでしょう。

そのため、みんなで協力して国籍や民族の違う人が認め合って、一緒に暮らすために「三木市多文化共生推進プラン」をつくりました。

このプランは、令和2年（2020年）9月に国が作った「地域における多文化共生推進プラン（改訂）」と令和3年（2021年）3月に兵庫県がつくった「ひょうご多文化共生社会推進指針（改訂）」を参考につくりました。

プランの期間は、令和6年（2024年）4月から令和11年（2029年）3月までの5年間です。新しいことや国の考えなどが変わったときは、プランを直します。

けいかく いちづけ
計画の位置づけ

三木市は、令和5年（2023年）5月に「SDGs未来都市」に選ばれました。「SDGs未来都市」として、誰もが住み続けたいまちづくりを進めていきます。

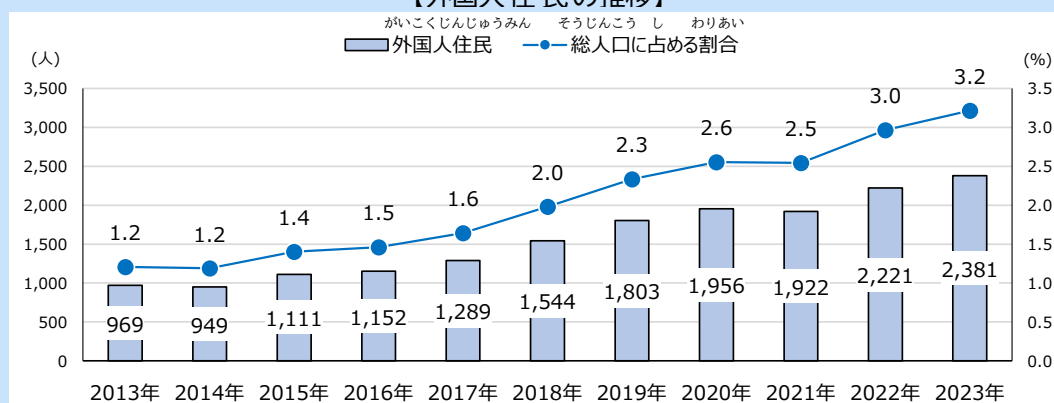
三木市の
人口

人口（外国人含む）は令和5年（2023年）で74,028人と年ごとに少なくなっています。

三木市の
外国人住民

外国人住民は令和5年（2023年）で2,381人と、平成25年（2013年）から2倍以上の1,412人増えています。

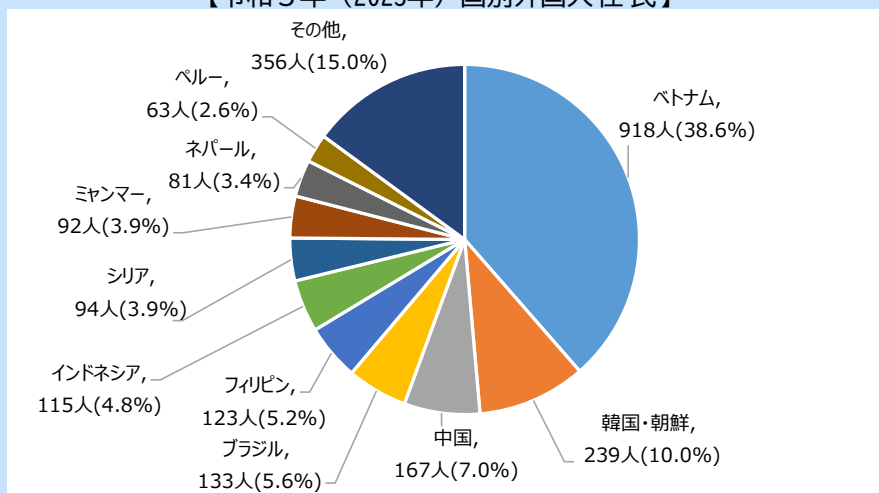
【外国人住民の推移】



国別にみると、令和5年（2023年）は「ベトナム」が918人で全体の38.6%と一番多く、次に「韓国・朝鮮」が239人（10.0%）、「中国」が167人（7.0%）と続いています。

年齢別では、男女ともに20～34歳の外国人住民が多くなっています。

【令和5年（2023年）国別外国人住民】



また、外国人住民が増えると、公立学校の外国人児童生徒数も増えていきます。外国人児童生徒の60%～70%が日本語の勉強が必要な児童生徒となっています。

資料：三木市調べ（外国人住民数各年12月末現在・外国人児童生徒数令和5年5月1日現在）

3

多文化共生を進めるための考え方

三木市がめざすこと

多様な文化的背景をもつ市民が、
お互いの文化や価値観の違いを認め合い
共に支え合う、誰もが住みやすい
多文化共生のまち三木市

5年後にめざすこと

1

市からの情報を「やさしい日本語」や多言語で伝えます。日本語を
学べる場所を増やします。

2

教育、仕事、医療、保健、子育て、福祉サービス、住む場所、防災など
の情報をわかりやすく伝えます。

3

多文化共生への市民の意識を育てます。外国人住民の地域社会への
参加を支援します。

プランの進め方で大事なこと

いろいろな国の人がお互いを認め合いながら、いっしょに生活するために、市役所は市民のみな
さんや団体と協力して仕事を進めます。プランでは、次の4つの目標をきめて、三木市に住む人
みんなが協力して、いっしょに活動できるまちをめざします。

1 コミュニケーションの活性化

2 生活基盤の整備

3 意識啓発と社会参画支援

4 地域活性化の推進やグローバル化への対応

4

プランで取り組むこと

1 コミュニケーションの活性化（情報を伝える）

1) 外国人住民が安心して暮らすために、行政（市からの情報）・生活情報をわかりやすく伝えます。

外国人住民のための生活相談をします。

2) 外国人住民が日本語を勉強したり、文化・習慣などを勉強できるよう支援します。

2 生活基盤の整備（生活の支援）

1) 教育

外国人住民の子どもや保護者（親）に、日本の教育制度や就学（学校に行くこと）についてわかりやすく伝えます。

日本語の学習が必要な外国人児童生徒の日本語学習を支援します。

すべての児童生徒たちに多文化共生への教育を進めます。

2) 仕事

外国人住民が働きやすい環境を整え、働きがいを感じられる職場となるよう会社などと連携します。

外国人住民が相談しやすい職場環境をつくれます。

3) 防 災

災害が起きた時に、外国人住民が、大切な情報を得られるよう、情報伝達などの仕組みをつくりまします。

地域で外国人住民も含めた防災訓練を行うなど、外国人住民の防災意識を高めます。

外国人住民の住んでいる状況を知っておきます。災害にあった外国人住民が避難所で生活するための対応を考えます。

4) 医療（感染症対応含む）・保健サービス

医療や保健サービスは、外国人住民にとって理解することが難しいため、多言語化するなど、わかりやすく伝えます。

外国人住民が安心して医療や保健サービスを利用できるよう支援します。

5) 子ども・子育て及び福祉サービス

子ども・子育て、福祉サービスなどの制度は、外国人住民にとって理解することが難しいため、多言語化するなど、わかりやすく伝えます。

妊婦や高齢者、障がい者などのサービスにつながるよう、外国人住民のライフサイクルにあわせて支援します。

6) 住 宅（住む場所）

外国人住民の住む場所を探す支援をします。公営住宅の案内について「やさしい日本語」や多言語で支援します。

3 意識啓発と社会参画支援（多文化共生の地域をつくる）

- 1) 日本人住民と外国人住民がお互いの違いを認め合い、共に暮らしていくために、多分化共生の研修（意味を伝えたり考える機会）を行います。

差別をなくし、人権を尊重するまちづくりを進めます。

日本人住民と外国人住民の交流する機会を増やし、お互いの理解を深める場をつくれます。

- 2) 外国人住民と日本人住民のつなぎ役となると人を、探したり育てたりします。

外国人住民が地域の活動に参加できるように手伝います。

4 地域活性化の推進やグローバル化への対応（これから先の活動的な地域をつくる）

- 1) 外国人住民の語学力や知識を活かして、グローバル化に対応できる地域づくりを進めます。グローバル化とは、国を超えて人や物、情報などの結びつきが深まり、世界が一つのようなことです。

外国人住民が中心となって行う、地域づくりに役立つ事業などを支援します。

- 2) 姉妹都市交流事業や外国の文化や習慣に触れる機会をつくり、市民の国際感覚を育てます。

このプランは「チーム三木」で取り組むため、市民のみなさん（地域住民、各種団体、企業、行政など）が、自分たちにできることを協力しながら進めていきます。

そのため、市民のみなさんが「三木市多文化共生推進プラン」を理解できるように、ホームページなどでお知らせします。

多文化共生を進めるそれぞれの役割

① 市民

生活のいろいろな場面で、お互いの違いを認め合い尊重するとともに、地域社会の担い手として対等な仲間・パートナーとして交流を深めることが大切です。

② 自治会・市民協議会

地域の外国人住民を孤立（一人に）させることなく、同じ地域を支える仲間として、住民同士の交流や助け合いをすすめる取組を行い、日頃から顔の見える関係をつくっておくことが必要です。

③ 企業

労働関係の法律を守り、外国人労働者の人権を尊重し、外国人労働者とその家族が安心して生活できる環境づくりを進めることが必要です。

④ 三木市国際交流協会

外国人住民の支援活動や多文化共生推進のための交流事業を実施します。

⑤ ボランティア・NPOなど

各団体が持つノウハウや情報、ネットワークなど、特色を活かし、地域のニーズを把握しながら活動していくことが望まれます。

⑥ 教育機関（認定こども園など、小学校・中学校・特別支援学校、高等学校）

子どもの多様な文化への興味や理解を育てる機会を増やし、外国人児童生徒が勉強しやすい環境をつくる必要があります。

⑦ 市（行政）

「三木市多文化共生推進プラン」に基づき、多文化共生のまちづくりを進めます。外国人住民を含む全ての住民が、同じように行政サービスを受けることができ、安心して生活することができるよう環境整備を進めます。

三木市多文化共生推進プラン（概要版）

発行年月日：令和6（2024）年3月 三木市市民生活部市民協働課

〒673-0492 三木市上の丸町10番30号 Tel:0794-82-2000（代表） Fax:0794-82-2318